

8 地方分権の推進について

(内閣府・総務省関係)

要望内容

- 1 地方分権改革における提案募集項目の実現
- 2 新たな大都市制度「特別市」の創設

(要 旨)

1 地方分権改革における提案募集項目の実現

人口減少・少子高齢化社会を迎え、住民のニーズがますます多様化・複雑化する中、地域住民の意向に沿った真の分権型社会を実現していくためには、住民に最も身近な基礎自治体が、国や県などの行政組織と緊密な連携を図りながら、住民の視点で実現可能な方策を模索し、地域に根ざした政策決定を行うことが重要であると考えています。

こうした中、地方分権改革に関し、国においては、平成26年5月から、地方の発意に根ざした新たな取組の推進を目的に、全国的な制度改正に係る提案を募集されています。

本市では、真の分権型社会の実現を目指すため、この提案募集を積極的に活用することとしており、本年度は「地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧方法の見直し」を求める提案など、3件の提案を提出しています。

つきましては、本市からの提案項目の実現に向け、格別の御配慮をお願いいたします。

2 新たな大都市制度「特別市」の創設

急速に人口減少等が進む時代の危機を乗り越え、我が国が更なる成長を実現するためには、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、地域や圏域の状況に応じ、大都市が中心となって圏域全体の活性化を促す必要があります。また、今後も地方自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、これまでの発想を転換し、長年にわたる画一的な都道府県と市町村による二層制からの脱却等、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立することが必要です。

このため、指定都市が、その役割を最大限に果たすため、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、指定都市制度、特別区設置制度以外の新たな大都市制度である特別市を早期に法制化する必要があると考えています。

つきましては、総務省に設置された「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」における議論を踏まえ、次期地方制度調査会に特別市の法制化を含めた大都市制度の調査審議を諮問し、「特別市」の法制化に向けた議論を加速させるなど、「特別市」の創設について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

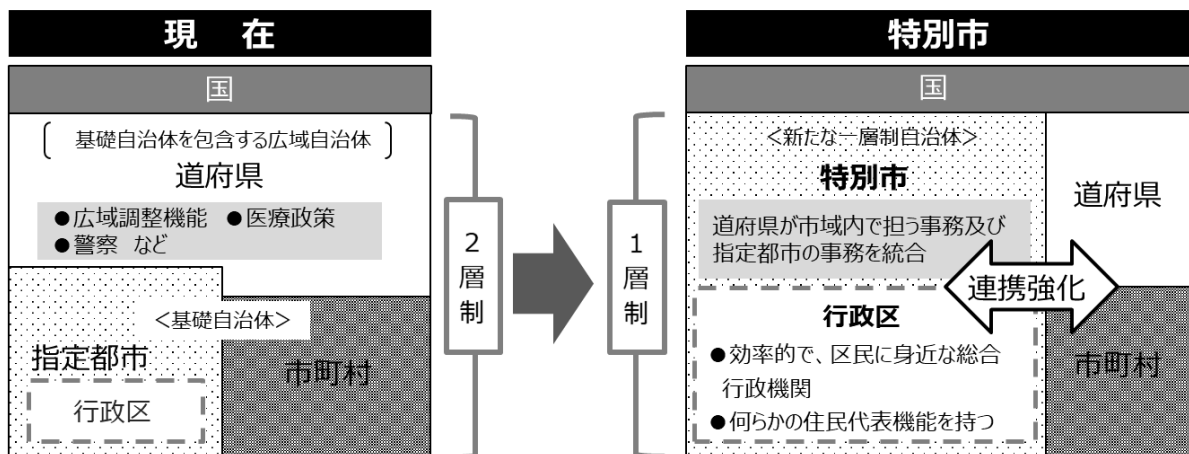
1 令和7年度 地方分権改革に関する本市提案

No.	提 案 項 目	制度の所管 関係府省庁
1	地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧方法の見直し	国土交通省
2	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金制度の運用改善	厚生労働省
3	生活保護受給者等を主な対象とする一体的実施施設の廃止に係る基準の見直し	厚生労働省

2 新たな大都市制度「特別市」について

(1) 特別市制度の概要

- 特別市は、広域自治体に包含されない一層制の地方公共団体とする。
- 特別市の法的位置付けは、現行の地方自治法第2条第3項に規定する市町村（基礎的な地方公共団体）、同第5項に規定する都道府県（広域の地方公共団体）のいずれにも該当しない新たな地方公共団体であり、「特別地方公共団体」とする。また、その事務は、現行の指定都市が担う事務及び道府県が指定都市の市域内において担う事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整事務や補完事務を除く。）を処理する。
- 特別市は、一層制であることから、道府県が有する包括する市町村の連絡調整機能や補完機能は有しないが、圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担う。



(2) 特別市制度の必要性

- 道府県(広域自治体)、市町村(基礎自治体)の果たす役割に変化が生じており、また、道府県によってもその役割分担が異なっているにも関わらず、行政体制は「道府県－市町村」という全国一律の画一的体制となっている。地域特性に合わせた地方自治制度を再構築することが必要。
- 基礎自治体としての「現場力」と、高度な行政能力を持つ大都市としての「総合力」により多種多様な行政課題に対応している大都市が、その能力・役割に見合った権限と財源を持つことが必要。
- 大都市が果たすべき役割を最大限に発揮するために、権限と財源の統一が必要。
- 指定都市で極めて深刻化する高齢化及びインフラ老朽化への対応が喫緊の課題であり、このままでは大都市の活力が失われかねない。大都市制度改革は我が国にとって待ったなしの課題。